

令和8年4月18日

保護者の皆様

豊田市立新盛小学校
校長 倉知 高子

警報・特別警報等が発表された場合の児童の登下校について

名古屋地方気象台から警報・特別警報等が発表された場合の対応は下記のとおりですので、よろしくお願ひします。警報・特別警報等の対象となる区域は、「愛知県全域」または「愛知県東部」または、「西三河北東部」・「豊田市東部」です。避難準備・高齢者等避難開始情報等の対象となる地域は「足助地区」です。

記

1 暴風警報

- (1) 午前6時を過ぎてから解除、引き続き解除されない場合、授業中止。
- (2) 午前6時の時点で、暴風警報等が解除されている場合
 - ① 平常どおり授業を行います。学校からの連絡はしません。安全に気を付けて登校してください。
 - ② 道路の冠水や落石、土石流（鉄砲水）、道路の決壊等により通学路の通行が危険と判断される場合は、学校に連絡し、自宅待機してください。
- (3) 児童の登校後に、暴風警報が発令された場合
 - ① 安全に帰宅できると判断した場合は、教職員が引率して速やかに下校させます。
 - ② 児童の下校が困難と判断した場合は、全児童を学校に待機させて、家庭に連絡し対応します。ほとんどの場合、家庭から迎えに来ていただくこととなります。

2 大雨警報

児童の登校時刻までに学校から連絡がないときは、平常どおり授業を実施します。警報の有無に関係なく、道路の冠水や落石、土石流（鉄砲水）、道路の決壊等により通学路の通行が危険と判断される場合は、学校に連絡し、自宅待機してください。

3 「大雨」、「暴風」、「暴風雪」、「大雪」等の特別警報

- (1) 児童の登校する以前に特別警報が発表されている場合
 - ① 登校させないでください。
 - ② 特別警報解除後も災害の状況および気象・交通機関・通学路の状況等で、安全に登校できると判断できるまでは登校させないでください。

(2) 児童の登校後に特別警報が発令された場合

- ①学校は、即刻、授業を中止し、災害の状況および気象・交通・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童の生命および安全を確保する最善の対応を行います。
(例) 学校留め置き、外部の避難所への移動、保護者への引き渡し等
- ②児童を校内に引き留めた場合は、学校としては、特別警報解除後も災害の状況および気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童を安全に下校させようと判断できるまで下校はさせません。

4 土砂災害

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が足助地区に発令されている場合には、「1 暴風警報」と同様に対応します。

- ※避難準備・高齢者等避難開始情報等は豊田市が発令します。警報等が発令されるより前に発令されることがあり、この段階で新盛小学校は避難所となります。
- ※土砂災害は大雨との関連が深い情報になります。大雨注意報や大雨警報が発令されている場合には、特に注意が必要です。
- ※避難準備・高齢者等避難開始情報等の情報は、防災行政無線・豊田市 HP・CATV・防災ラジオ・テレビやラジオのニュース・緊急メールとよた（要登録）等から入手してください。

5 大規模地震

(1) 豊田市内で「震度5弱以上」の地震が発生した場合

- ①登校前に発生した場合
 - ・学校から指示があるまで自宅で待機してください。
- ②児童の登校後に発生した場合
 - ・授業を中止して、学校メールで保護者の迎えを依頼します。停電等で、学校メールが届かなくても、お迎えをお願いします。

(2) 『南海トラフ地震に関する情報（臨時）』が発表された場合

- ・市教委の指示（授業の有無、給食の有無）に従い家庭に連絡をします。それまでは自宅待機をしてください。

6 その他

- ・学校が断水や停電の場合には自宅待機または臨時休校となることがあります。
- ・事前に臨時休校や給食中止がわかった場合は学校メールなどでお知らせします。
- ・学校が登校させない、または下校させると判断した場合、放課後児童クラブは閉設となります。

連絡先 豊田市立新盛小学校

電話 0565-67-2020